Ⅰ　滋賀県財政の動向

1　経年変化で見る滋賀県財政の状況

一般会計の歳入決算額、県債残高および基金残高を見ると、歳入規模は、平成 16 年度以降、おおむね 5,000 億円台で推移していましたが、令和２年度以降、新型コロナウイルス感染症への対応等により増加し、令和６年度は 6,500 億円を上回る見込みです。その内訳を見ると、

- 県税は、平成 14 年度に急激に落ち込んだ後、緩やかに回復しましたが、平成 21 年度の世界同時不況や法人事業税の一部国税化により、大幅な減収となりました。以降、ほぼ横ばいで推移した後、平成 26 年度から地方消費税の税率引上げや景気の回復傾向を反映し増加に転じましたが、令和２年度は新型コロナウイルス感染症の影響に伴う企業の業績悪化等により減収となりました。令和３年度以降は、企業業績の回復等により、再度、増加に転じています。
- 地方交付税は、平成 13 年度からの臨時財政対策債（２ページ参照）への振替や三位一体の改革の影響により年々減少した後、平成 21 年度に県税の大幅な減収や国の交付税総額の増などにより増加に転じ、以降、ほぼ横ばいで推移しました。令和３年度以降、国の補正予算に伴う再算定等により増加しています。
- 県債は、平成 13 年度から臨時財政対策債の発行により増加し、その後、平成 16 年度以降ほぼ横ばいで推移しましたが、平成 20 年度以降は、県税の減収等に伴う臨時財政対策債の発行額の増加や、平成 25 年の台風 18 号による被害への対応に加え、防災・減災、国土強靱化対策、公共施設等の老朽化対策、国民スポーツ大会開催に向けた施設整備等もあり、高い水準で推移しました。令和４年度以降、臨時財政対策債の発行額の減少等により、減少しています。
- その他歳入は、令和２年度以降、新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰対応に伴う国庫支出金や諸収入の増加などにより高い水準で推移しています。

こうした中、令和７年度末の県債残高は１兆 895 億円と、地方交付税の振替である臨時財政対策債（3,714 億円）を除く実質的な県債残高は 7,181 億円となる見込みです。

また、県の預金である基金残高は、令和７年度末には 731 億円となる見込みです。

歳入決算額、県債残高および基金残高の推移（一般会計）

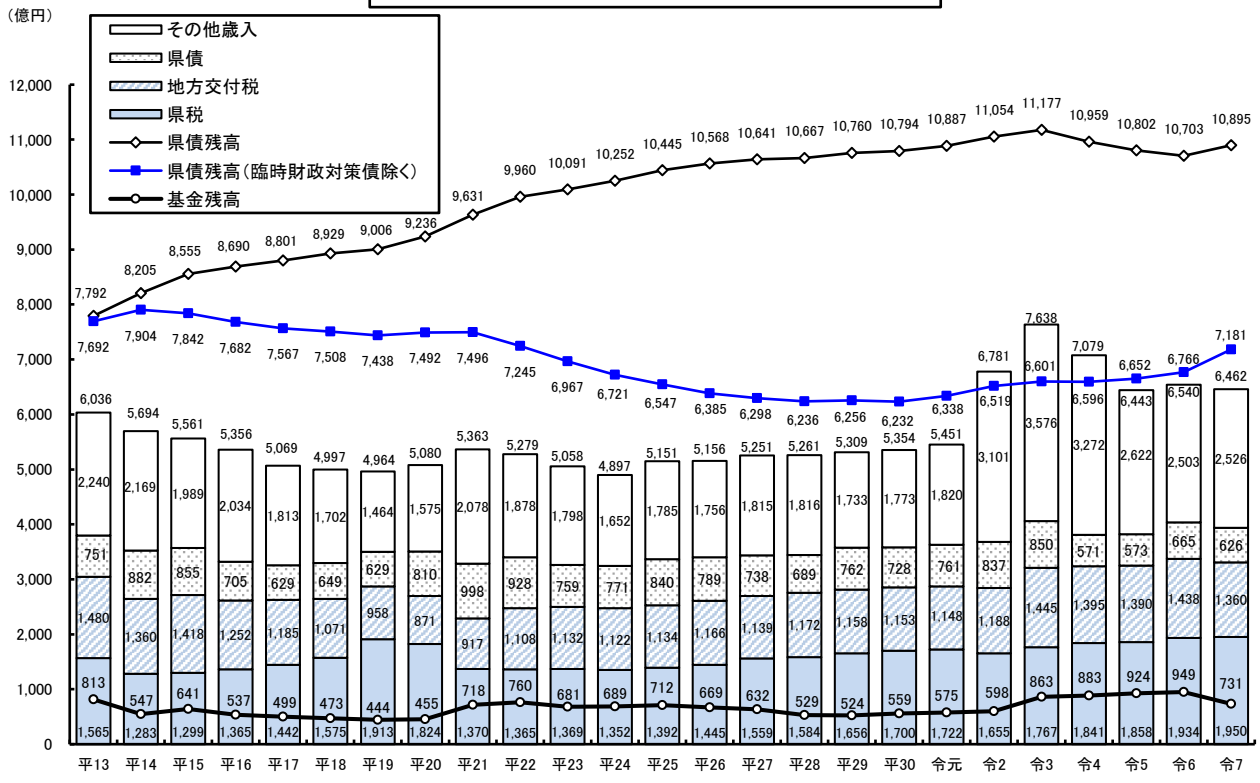

（注）１　歳入決算額は、令和6年度は最終予算額、令和7年度は当初予算額です。
２　県債については、借換債を除いています。
３　県債残高および基金残高は各年度末現在高であり、令和6年度は決算見込額、令和7年度は当初予算額に基づく各年度末現在高見込額です。

説 明

臨時財政対策債（地方交付税から振り替えられた地方債）とは

地方交付税は、所得税や法人税などに一定の率（法定率）を乗じた分を原資として、各地方自治体に配分・交付されます。交付税総額が不足する場合、国と地方の責任の明確化や国、地方を通ずる財政の透明化を図るため、不足額を国と地方で折半し、地方分については、各団体で地方債を発行して補填することとされています。この地方債が「臨時財政対策債」で、地方財政法第５条の特例となる地方債です。この臨時財政対策債の元利償還金相当額は、その全額が後年度地方交付税の基準財政需要額に算入され、地方の財政運営に支障のないよう措置されることとなっています。

県債の他に、将来の負担になるものとして、債務負担行為があります。予算は単一年度で完結するのが原則ですが、複数年度にわたる債務や負担額が不明確な債務を負担する行為のことで、予算の一部を構成しています。

一般会計の債務負担行為における負担額は、支出見込額が確定していない損失補償を除くと、令和８年度以降の合計で 1,732 億円であり、うち、一般財源の負担は 923 億円となっています。

令和８年度以降の負担として最も大きいのは、滋賀県造林公社およびびわ湖造林公社の特定調停を受けての事業資金融資免責的債務引受によるものであり、令和 31 年度まで、合計で 254 億円となっています。

また、公共事業や施設整備などの工事請負に係るものが 952 億円、文化施設やスポーツ施設等の公の施設の管理運営（指定管理）に係るものが 50 億円となっています。

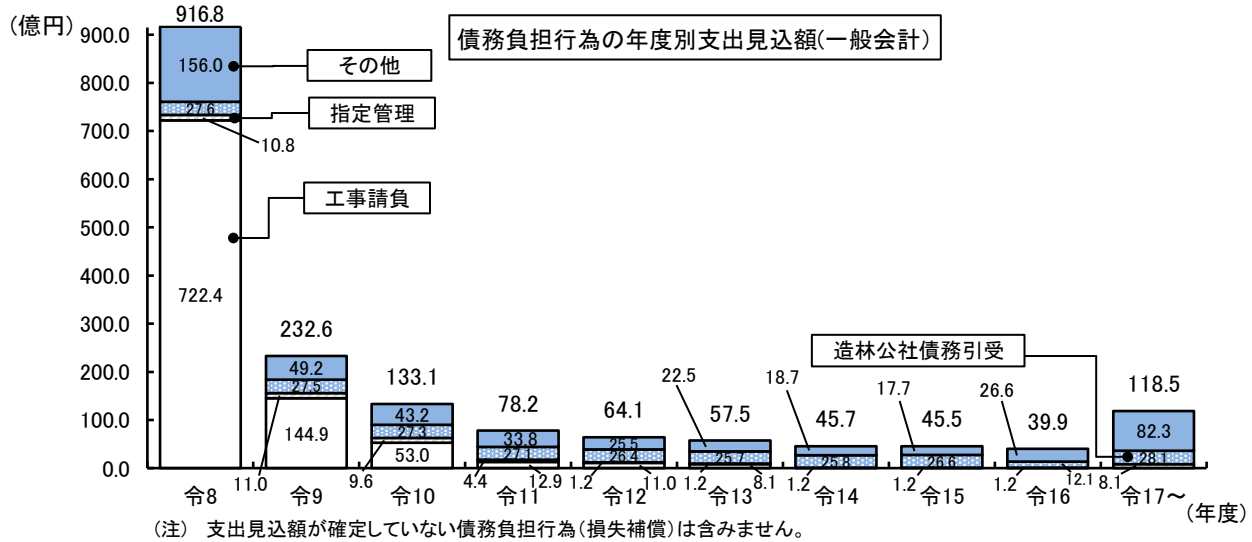

（注） 支出見込額が確定していない債務負担行為（損失補償）は含みません。

県民負担の状況

県債残高の県民１人当たりの負担額は、令和７年度末には、臨時財政対策債を含めた総額では 777,729 円、前年度比 13,656 円の増加、臨時財政対策債を除くと 512,633 円、前年度比 29,599 円の増加となる見込みです。また、県税収入を県の人口で割ると、令和７年度予算では 139,205 円となります。

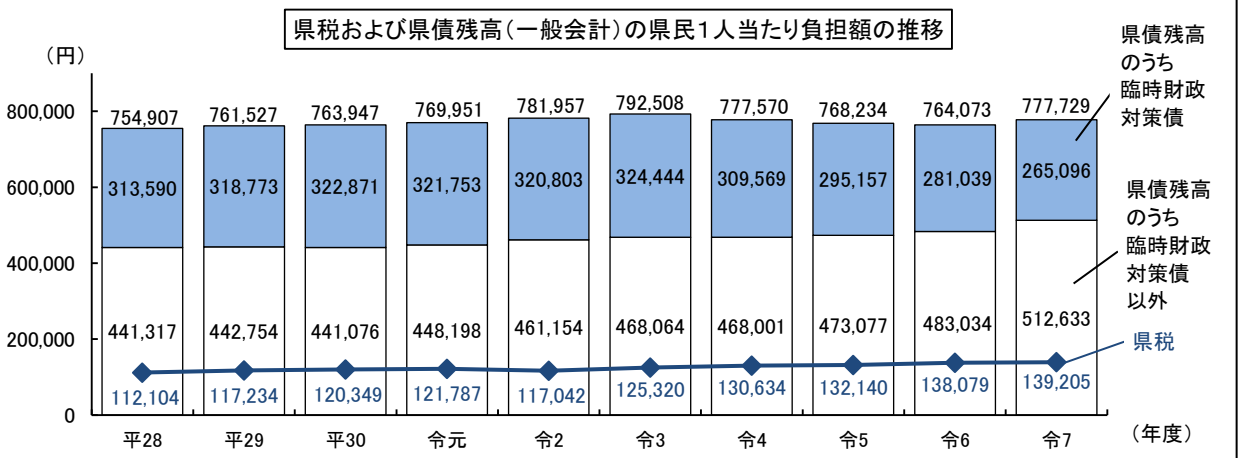

（注） 県税の県民１人当たり負担額は県税決算額（令和6年度は最終予算額、令和7年度は当初予算額）を、県債残高の県民１人当たり負担額は県債残高（令和5年度までは決算額、令和6年度および令和7年度は見込額）を、それぞれ各年10月１日現在の推計人口（令和2年度は国勢調査人口、令和7年度は令和6年度の人口）で除したものです。

次に、一般会計歳出決算額とその主な内訳の推移を見ると、まず、歳出規模は、平成 14 年度以降、財政構造改革による歳出削減の取組等により年々減少し、平成 20 年度および平成 21 年度は国の経済危機対策への対応により一時的に増加しましたが、平成 22 年度の更なる事業見直し、平成 23 年度の「滋賀県行財政改革方針」に基づく歳出見直しの実施等により、また平成 24 年度は国の経済対策関連基金事業の減などにより年々減少しました。平成 25 年度以降は、平成 25 年の台風 18 号による被害の復旧への対応、地方消費税の税率引上げに伴う市町交付金の増、社会保障関係費の増などに伴い増加傾向にあり、令和２年度から令和４年度までは、新型コロナウイルス感染症への対応により大幅に増加しました。令和５年度以降は、感染症対策経費の減などにより、令和４年度と比べて大幅な減額となったものの、物価高騰対策などの影響もあり、6,000 億円台で推移しています。主な内訳を見ると、

- 職員給与費などの人件費、生活保護や児童扶養手当などの扶助費、県債の返済である公債費をあわせた、いわゆる義務的経費は、平成 16 年度までは増加傾向にありましたが、近年は平均年齢の低下をはじめとした職員の新陳代謝に伴う人件費の減などにより、ほぼ横ばいで推移しています。なお、歳出全体に占める義務的経費の割合については、近年、歳出規模が大きくなっていることから 50%を下回って推移しています。
- 投資的経費は、財政構造改革の取り組みにより、会館等公共施設整備の凍結や社会資本整備の重点化・効率化として進度調整や規模の見直しなどを行ってきたことから、大幅に減少していましたが、令和元年度以降は、国の防災・減災、国土強靱化対策に基づく事業の増等により、増加傾向にあります。
- その他の経費は、事業の見直しや重点化により削減に取り組んできましたが、後期高齢者医療などの法令に基づく裁量の余地の少ない社会保障関係の負担金等が増加していることに加え、令和２年度から令和４年度までは、新型コロナウイルス感染症対応経費の増等により、大幅に増加しました。令和５年度以降は、感染症対策事業の終了などに伴い、令和４年度と比べて大幅に減額となっていますが、依然として高い水準で推移しています。

歳出決算額と義務的経費、投資的経費の状況(一般会計)

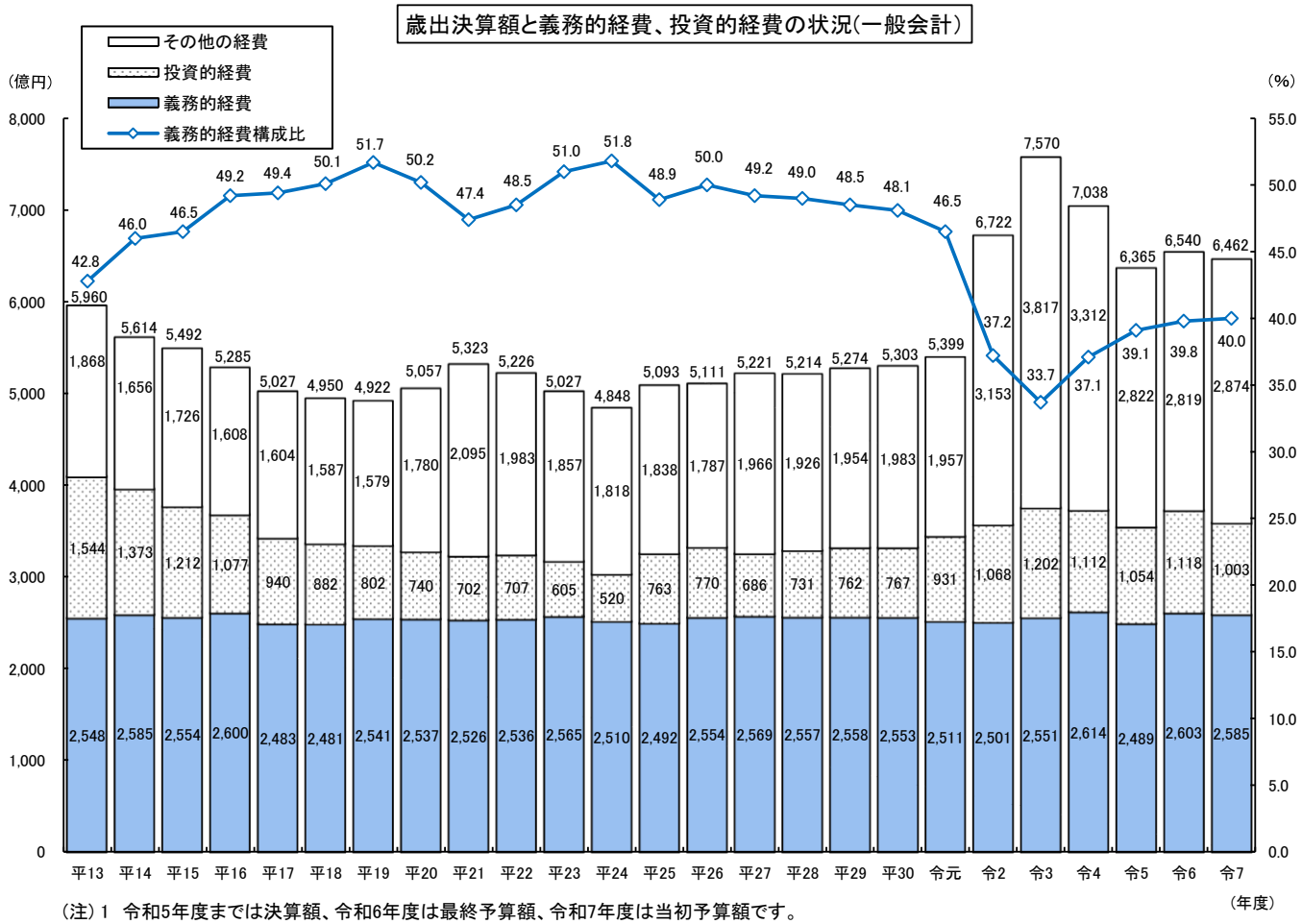

(注) 1　令和5年度までは決算額、令和6年度は最終予算額、令和7年度は当初予算額です。
2　義務的経費の扶助費は市町以外に対するものであり、市町に対するものはその他の経費に区分しています。
3　公債費は借換債を除いています。